

滋賀県農業の活性化に向けて

text by しがぎん経済文化センター 鷹羽 晃

農業は地域の基幹産業として、その活性化が地方創生の実現に向けての重要なテーマとなっている。農業従事者の減少と高齢化、耕作放棄地の増加等、農業の現状は、厳しさを増している。TPPの大筋合意や2018年度の減反廃止が農業に与える影響も懸念されるところだ。そんな中、政府は、15年度の日本再興戦略において、①農林水産業の経営力の強化に向けた支援体制の整備、②農地集積・集約化に向けた取り組みの加速、③農林水産物・食品の輸出促進等の施策を掲げている。農業を取り巻く環境は今後大きく変化する。今回は、滋賀県の農業の現状、6次産業化の活動を概観することにより、県内の農業活性化に向けた動きを検証してみたい。

農業産出額はピーク時と比べ4割減に

2013年の生産農業所得統計によると、滋賀県の農業産出額は618億円で、全国でのシェアは0.7%となっている。時系列推移を見ると1984年の1,089億円をピークに低下し、13年時点で84年と比べ43.3%減少している。ただ、ここ数年の産出額は10年をボトムに横ばいの展開となっている(図1)。

品目別に同期間の増減要因をみると、米の減少が384億円と大方を占め、乳用牛(生乳)26億円減、鶏(鶏卵)16億円減、麦10億円減も主要な減少要因だ。野菜、花き、豆類等の減少は限定的であった。一方で、肉用牛は15億円増と唯一増加した品目となっている。

兼業農家は大幅に減少、法人化の動きは活発

滋賀県の農家数は、85年に69,359戸あったものが、15年には29,022戸まで減少(58.2%減)している。一方で、農家にカウントされない「土地持ち非農家数」は85年の9,635戸から、15年には35,988戸となり、直近5年間で農家数を上回った。

農家の中でも、販売農家数(経営耕地面積が30a以上または農産物販売金額が50万円以上の農家数)の動きをみると、10年から15年の5年間で、兼業農家の大幅な減少が影響し、22.2%減と

全国平均以上の減少率となっている(図2)。

一方で、法人化の動きは活発だ。法人化した経営体は、10年の246社から15年には433社と76.0%増となっており、全国でトップの増加率となっている。

経営耕地面積の減少に底打ち感、農家の大規模化に向けた動き

滋賀県の販売農家の経営耕地面積は、85年の52,046haから10年の44,530haまで一貫して減少してきたが、15年には44,607haと上昇に転じた。一方で、耕作放棄地は、兼業農家数の減少と土地持ち非農家数の増加に伴い、85年は813haだったが、15年は2,276haと大幅に増加している(図3)。

農業所得は耕作面積の規模に比例する。政府は、増加する耕作放棄地を集約して、農家の大規模化を図る「農地中間管理機構」(農地バンク)の事業を14年度に開始し、16年度には、農地バンクに農地を貸し出した場合の減税措置も実施する。

滋賀県の場合、1経営体当たりの経営耕地面積をみると2.2haで、15年時点で全国平均(除く北海道)以上の規模となっており、大規模化に向けた一定の動きは認められる(図4)。但し、販売農家に占める兼業農家の比率は依然79.8%と全国平均(66.8%)に

比べ非常に高い。兼業農家のような小規模農家はどうしてもコスト高となり、今後も非農家に転じる傾向は続く。放出された農地をいかに新たな「担い手」につなげていくか、農地の仲介機能強化が県農政に課された大きな課題といえよう。

「6次産業化法」施行後5年が経過

6次産業化は、農林水産業の活性化の鍵を握る重要な施策であり、10年12月に公布された「地域経済を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(6次産業化法)に基づき、11年3月に施行され、今年3月で5年が経過する。

そもそも、6次産業化とは、1次産業、2次産業、3次産業が総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出すことを目指した取り組みである。6次産業化を目指す農林漁業者は「総合化事業計画」を作成し、農林水産大臣より6次産業化法の認定を受ければ、次のような支援策が用意されている。

- ・農業改良資金の特例措置(償還期限及び据置期間の延長等)
- ・6次産業化プランナーの派遣による新商品の販路開拓や加工技術の習得等に関するアドバイス
- ・6次産業化ネットワーク活動交付金として新商品開発、販路開拓等に対する補助
- ・(株)農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)による事業者への出資等

従来のように、農業だけをやってほしいというわけにはいかず、農作物と商品の品質管理や、工場での製造員や直営店での販売員などの人材が必要となる。満足いく事業展開のためには、法人化のうえ、相応の資金調達も必要であり、綿密な事業計画のもとで進めていくことが重要となる。

6次産業化への積極的な取り組み

総合化事業計画の認定件数は、全国で2,130件(16年1月14日現在)、うち、滋賀県は68件と全国第7位となっている。近畿では兵庫県に次ぐ高水準だ。もともと、滋賀県には、消費地に近接している地の利を生かし、「農業生産関連事業」(自己生産農産物を利用した加工、直販や観光農園等農業経営に付帯する事業)を

営む農家が多い。10年の農林業センサスによると、販売農家の約4割が農業生産関連事業を営んでおり、全国平均の2倍の比率だ(図5)。滋賀県には、6次産業化が進展する下地があったといえよう。

県内市町別の認定件数をみると、認定件数68件中、甲賀市が31件と2位の近江八幡市5件を大きく引き離している。これは、豊富な地域特産品もさることながら、甲賀市による積極的な取り組みが功を奏したようだ。

さらなる6次産業化の進展には地域一体となった取り組みが不可欠

総合化事業計画の期間は最長5年と設定されている。施行時に認定された事業はそろそろ計画満了を迎える。5年間の事業計画の達成状況は、今後の集計を待つことになるが、農林水産省が14年度に実施した認定事業者に対するフォローアップ調査によると、事業期間3年間で計画通りに進捗している事業者は28%という。売上高の増減では、有効回答数の66%が「増加」となっている一方で、売上高経常利益率の増減では、「増加」と「減少」でほぼ半数に分かれた。

売上高減少の主な要因としては、「加工施設整備の遅れや技術的課題等により新商品開発が進展しない」、「販路開拓のための営業、PR活動等の販路戦略不十分」などが挙げられ、利益率減少の主な要因としては、「新たな事業の開拓に伴う人件費や減価償却費等の固定費増加」等がある。

農林水産省では、計画が終了する事業者に対し、計画認定の更新を実施するなど、サポートを継続する。6次産業化は、5年で結果を出すのはなかなか困難であり、さらなる長期的なサポートが必要となろう。これまで各事業者が個別対応で進捗してきたものを、今後は、グリーンツーリズムに代表されるように、地域全体で6次産業化に取り組む姿勢が欠かせない。加えて、事業者の経営力を高めるため、経営体制整備、販路拡大、輸出強化、ICT対応に資するプロフェッショナル人材の確保等も重要な戦略だろう。

調査結果の詳細は当社ホームページの「滋賀ビジネスレポート」に掲載予定。
<http://www.keibun.co.jp/economy/business-report/>

